

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

399-400
12/5/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリュエー1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

北朝鮮
「衛星発射」
で緊張

安保理は議長声明で非難、北は反発 ミサイル軍縮・管理の新アプローチが必要

4月13日の北朝鮮の「衛星打ち地上げ」に対して、国連安保理は「ミサイル発射」だとして非難の議長声明を発した。北朝鮮はこれに強く反発している。一連の応酬は、2月29日の米朝合意で見え始めた光明をかき消すだけでなく、6か国協議などを通して積み重ねられてきた信頼醸成の枠組み全体を大きく後退させる可能性がある。旧来の力に依拠したアプローチでは危機は克服できない。関係諸国は、ミサイル軍縮・管理のための検証を伴う枠組みの構築と、地域の非核化の努力に着手するべきである。

4月13日午前7時39分(日本時間)、北朝鮮北西部の黄海に面する鉄山(チョルサン)郡東倉里(トンチャンリ)の西海(ソヘ)発射場から発射された宇宙発射体(SLV)¹は、ソウルから165km西方の海上に落下した²。韓国国防부는独自の追跡結果をもとに落下地点を群山(クンサン)の西200kmの海上と推定している³。いずれにせよ、SLV打上げは、初期段階での不具合によって失敗に終わった。4月13日の「朝鮮中央通信」も、「地球観測衛星の軌道投入に失敗した。科学者、技術者及び専門家は失敗の原因を追究している」と短く報じた。1998年、06年、09年に続き、北朝鮮のSLV発射失敗は四度目になる。

今回の発射について、北朝鮮は早くから「衛星打上げ」を予告し、国際海事機構に情報提供⁴を行ったほか、4月9日には国外の専門家、メディアを西海発射場に招き、「銀河3号」と命名されたSLVと、搭載する衛星「光明星(カンミョンソン)3号」を公開した。これは透明性を強調するとともに発射が平和目的の衛星打上げであることを強く印象づけることを目的としたものであった。

しかし、米韓日はこれを弾道ミサイルの発射であると断定し、DPRKに発射の中止を求めた。3月26日の韓国外語大での演説においてオバマ米大統領は、「挑発に報酬は与えられないだろ

う。そのような日々は去った」と、DPRKが「ミサイル発射」を含む「挑発」に出ようともし交渉を有利に進めることはできないと強くけん制した。日本は、「弾道ミサイル等に対する破壊措置命令」(3月30日)を発令し、PAC3部隊を沖縄本島(2か所)、石垣島、宮古島に配置して落下物の迎撃態勢をとるとともに、SM-3搭載イージス艦を日本海に1隻、東シナ海に2隻展開した⁵。これは、主として国内向けに自衛隊のミサイル防衛態勢の存在感を印象づけることを意図するものと思われた。

今号の内容

北朝鮮の「衛星」と国際社会 —
求められるミサイル軍縮と管理

<資料> 安保理議長声明／北朝鮮声明

非核地帯の提起は非核化への手段
—岡田副総理が答弁

<資料> 参院予算委員会議事録

【講演録】 赤十字と核兵器

田坂 治 日本赤十字社国際部長

長崎大学に核廃絶研究センター

【連載】被爆地の一角から(63)

「本音を語らせる世論調査を」 土山秀夫

6月1日号は休みます。次号は6月15日号です。

安保理議長声明 ——北朝鮮包囲の「水位」上げる

発射3日後の4月16日に発出された**国連安保理議長声明の全訳を2ページ・資料1**に示す。日本や韓国は安保理決議の採択を要求したが、緊張激化を懸念するロシア、中国などの意向を受けて、より弱い「議長声明」とされた。これは、形式的には09年4月5日の発射⁶と同じ対応であるが、注意深く読むとき、その内容には少なからぬ違いがあることがわかる。まず、

- 09年声明では北朝鮮を「非難」するとされてい

たのに対し「強く非難する」とされた。

- 決議への「違反」を指す言葉として、09年声明では、比較的軽い違反のニュアンスを持つ“contravention”が使われていたが、今回の声明は「深刻な違反」(serious violation)が使われた。

- 今回の声明は「発射」を「地域における安全保障上の懸念をもたらすもの」と非難した。このような国連憲章第7章適用の伏線となりうる表現は09年声明にはなかった。

これらにもまして、今回の声明が、「禁止行為」

(→3ページ下段へ)

【資料1】安全保障理事会議長声明

2012年4月16日 S/PRST/2012/13

2012年4月16日、「不拡散－朝鮮民主主義人民共和国」に関する審議に関連して開催された、安全保障理事会第6752回会合において、議長は理事会を代表して以下の声明を発した。

理事会は、朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)による4月13日の発射を強く非難する。

理事会は、今回の発射は、たとえ衛星発射もしくは宇宙発射体の特徴を持つとしても、弾道ミサイル技術を利用したあらゆる発射に違いはなく、安全保障理事会決議1718(2006年)及び1874(2009年)への違反である。

理事会は、このような発射が地域の安全保障に深刻な懸念をもたらすことを非難する。

理事会は、DPRKに対して、これ以上弾道ミサイル技術を用いた発射を行わ

ず、弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止するとともに、この文脈において、ミサイル発射に関するすべての既存の誓約とモラトリアムに復帰することによって、決議1718(2006年)及び1874(2009年)を遵守するよう求める。

理事会は、決議1718・第8節によって課された諸措置を、決議1874(2009年)による修正のとおり調整することに合意する。理事会は、決議1718(2006年)に従い設立された委員会に対し、以下の職務を遂行し、15日以内に理事会に報告するよう指示する：

(a) 関連組織並びに関連物資を追加指定すること。

(b) 委員会が保有する関連する個人、組織並びに物質リスト(S/2009/205及びINFCIRC/254/Rev.9/Part.1)に掲載された情報を更新し、以後1年毎に更新すること。

(c) 委員会の年間作業計画を更新すること。

理事会はさらに、委員会が15日以内

に上記の行動を執らなかつた場合には、理事会がその後5日以内にこれら諸措置の調整を完遂するべく行動することに合意する。

理事会は、DPRKが直ちに決議1718(2006年)及び1874(2009年)によって課された義務を全面的に遵守するよう求める。かかる義務には以下が含まれる：すべての核兵器並びに現存する核計画を完全で検証可能かつ不可逆的な形で放棄すること。関連する活動を直ちに中止すること。弾道ミサイル技術を用いた発射、核実験並びにいかなる挑発的行動をも執らないこと。

理事会は、加盟国が決議1718(2006年)及び1874(2009年)の下での義務を完全に履行するよう求める。

理事会は、DPRKにより更なる発射もしくは核実験が行われた場合には、相応な行動をとる決意を表明する。

(訳：ピースデポ)

<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N12/295/91/PDF/N1229591.pdf?OpenElement>

【資料2】DPRK外務省声明

我が国の衛星打上げの正統な権利に対する国連安保理の侵害行為を拒絶する(抜粋訳)

4月17日

米国とその追従者たちは、再び国連安全保障理事会を悪用して衛星発射という我が国の正統な権利に対する侵害行為を行った。安保理が4月16日、我が国の平和目的の衛星発射を「非難」する議長声明を発したのである。

(略)

平和目的での衛星打上げという主権国家の権利への侵害に対する外務省の見解は次のとおりである。

第一に、衛星打ち上げという我が国の正統な権利に対する国連安保理の不当行為を断固として、全面的に拒否する。国家の主権と尊厳に対する愚弄や

侵害に対しては些かなりとも忍従しないことは、我が軍と人民の揺らぐことなき原則である。

第二に、我々は、安保理決議よりも上位にある、普遍的に承認された国際法によって認められた宇宙の利用という自主的な権利の行使を継続するであろう。我々は、宇宙開発体制を拡大、強化し、国家経済の発展に必要な、静止衛星を含む多様な衛星を、国家の宇宙開発計画の下で打ち上げ続けるであろう。何物も我が国が進む平和目的の宇宙開発の道を阻むことはできない。

第三に、米国があからさまな敵対行為によって違反した今、我々は2.29朝米合意にもはや拘束されない。我々は当初より、2.29合意を最後まで誠実に履行することを繰り返し言明し、平和目的での衛星打上げは同合意の対象外として、具体的な措置をとってきた。

我が国が衛星打上げ計画を発表するや、米国はすぐさまそれを口実に朝米合意に記された食糧に関する条項の履行の棚上げを明らかにした。そして今回、米国は安全保障理事会議長場の立場を悪用して、我が国の衛星打上げという正統な権利の侵害行為の先頭に立ったのである。米国はついに、2.29合意に全面的に違反し、「共和国の主権を尊重するとともに、敵対的意図を持たない」という約束を破った。したがって、我々は2.29合意にとらわれることなく、必要ないかなる報復措置をもとめることが可能となった。その結果として生じる事態に対する責任は全面的に米国にある。

我々は平和を深く愛する。しかし、国家の尊厳と主権はより重大である。

(英文より訳：ピースデポ)

www.kcna.co.jp/index-e.htm

400号にあたって



「親しみやすく、 勢いのある」 誌面めざしたい

田巻 一彦

本誌編集長・ピースデポ副代表

机の上に1995年7月15日に発行された本誌の記念すべき創刊号がある。発行者はPCDS(太平洋軍備撤廃運動)と平和資料協同組合(準)。「フランス政府への反論」という見出しの上に、さりげなく、次のような200字足らずの「発刊の辞」が掲載されている。「(略)世紀末まで、核兵器をめぐる緊迫した情勢が続く。世界のNGOは、声明を発し、2000年を目指して核兵器廃絶のために動き出した。政府や国際機関側の動き、反核運動やNGOの動き、それらを理解するための基礎知識などを、関心ある運動体や個人に伝えるために、この情報誌を刊行する」。

最終ページの「次の人たちがこの号の発行に参加協力しました」という欄。後に宜野湾市長になった伊波洋一さんら、懐かしい名前の中に私の名前もあ

ることを見つけた。記憶の糸をたぐりよせれば、フランス核実験場のムルロア環礁のおそろべき環境破壊を紹介した「放射能を含んだスポンジ」というエッセイの翻訳を担当したのだった。活字化されるまでには創刊者であり初代編集責任者の梅林宏道さん(現主筆)の徹底した「赤入れ」が行われたに違いないが、なぜかそれは記憶にない。17年前の歴史的な企てであった本誌の刊行の、ほんの隅っこに関わったことを、私は誇り思う。第1号から一貫した虚飾を排した紙面作りは、編集責任者の人柄そのものの投影であった。かくいう私も1937年生まれ。創刊者がこの企てに打って出た年齢を超えた。そして迎えた400号。新しい世紀を迎えて10年以上がたってもなお、「核兵器をめぐる緊迫した情勢」が続いており、本誌が存在する理由は消えていない。

400号にあたって挑戦したいことは、誌面に「親しみやすさ」と「勢い」を与えることだ。これは2月のピースデポ総会でお約束したのだが、まだ手が付けられない。総会で名乗り出てくれた「誌面モニター」各位にも、きちんと仕事をお願いさえできていない。なんとも情けない話である。

それでも、「廃刊という目標に向かって」(創刊15周年号・梅林主筆)歩いてゆきたいと思う。皆さんのご支援とご批判をお願いしたい。

(付記)お気づきでしょうが、本号では節目にあたってほんの少し模様替えをしました。題字のバックの新しいロゴタイプ、どうでしょうか？

に関して過去の二つの国連安保理決議(1718及び1854)の間に存在した重要な齟齬を解消するための次のような一節を持つことが注目される。「今回の発射は、たとえ衛星発射もしくは宇宙発射体の特徴を持つとしても、弾道ミサイル技術を利用したあらゆる発射に違いはなく、安全保障理事会決議1718(2006年)及び1874(2009年)への違反である」。06年10月9日の北朝鮮の核実験を非難した決議1718は北朝鮮に「核実験又は弾道ミサイルの発射」を行わないよう求めた。一方、北朝鮮の第2回核実験(09年5月25日)を非難した決議1854が、北朝鮮に対して求めたのは、「核実験又は弾道ミサイル技術を使用した発射」をこれ以上行わないことであった(以上、傍点は筆者)。

広く知られ、本誌でもしばしば指摘してきたように「弾道ミサイル」と「衛星打上げ」は同じ技術を用いたものである。しかも、弾道ミサイルの保有や実験を一般的に禁止する法的枠組みは存在しない。したがって、決議1854の「弾道ミサイル技術を利用した発射の禁止を普遍化すれば、論理的には「衛星打上げ」もおしなべて禁止されねばならなくなる。今回の声明の前記の一節はこのことを念頭に、北朝鮮に限定して「衛星打上

げ」を明示的に禁止することを意図したものと思われる。

さらに、09年議長声明には無く、今回の議長声明に初めて導入されたのが次のような最後の一節である。「理事会は、DPRKにより更なる発射もしくは核実験が行われた場合には、相応な行動をとる決意を表明する」。このような「トリガー条項」によって、「議長声明」は、将来の国連憲章第7章を適用する決議や追加制裁の根拠となりうるものとなった。09年声明は「安全保障理事会は、事態を積極的に掌握しつづける」との定型的な一節で締めくくられていた。

また、09年議長声明が言及した「6か国協議」と「05年9.19共同声明履行」の強化には、今回の声明では言及されていない。

北朝鮮の反発

2ページ・資料2に、「議長声明」の翌日に発表された北朝鮮外務省声明の抜粋を示す。声明は、「議長声明」を主権国家の権利を侵害する不当行為であるとし、「断固として拒否」と述べた上で、平和的宇宙開発と衛星打上げを今後も継続するとした。また、声明は、米国が「2.29米

朝合意」における「共和国の主権を尊重するとともに、敵対的意図を持たない」という約束を破ったとして、「我々は2.29合意にとらわれることなく、いかなる必要な報復措置をもとることが可能となった」と米国に対する全面的対決姿勢を強調した。

5月3日、NPT再検討準備委員会(ウィーン)での5核兵器国(P5)共同ステートメントは、北朝鮮を名指しして衛星打上げを非難するとともに核活動の停止を求めた。これに対して、北朝鮮外務省報道官は6日に談話を発表した⁶。そこで報道官は、「我が国は長く、直接的な核兵器による威嚇にさらされてきた」として、「人類を何百回も殺戮できるに十分な核兵器を保有する」P5には「核活動を批判する道義的根拠はない」と非難した上で、自衛のための核抑止力によってこそ「国家の尊厳は守りうる」ことを強調した。

求められる新しいアプローチ

北朝鮮によるSLV発射と米国などの対応によって、「2.29米朝合意」はおろか、「9.19共同声明」を含む6か国協議の成果までが大きく損なわれる可能性がある。しかし一方で注目されるのは、今回の北朝鮮外務省声明には、09年4月の声明⁷のような「6か国協議から離脱」や「(6か国協議での)これまでの合意に一切拘束されない」という表現がないことだ。多国間協議による現状打開の手がかりは、なお残されている。

98年8月の「テポドン」発射(北朝鮮は「衛星打上げ」と主張した)以来、弾道ミサイルを巡って繰り返されてきた「対立と和解」が、時々の外交

的努力によって收拾されてきたような展開が今回も期待できるのであろうか? 09年と同じように、4月の「発射」につづいて核実験が強行されるようなことになれば、「核とミサイル」の複合的危機はさらに深化するであろう。

明らかなことは、「圧力」に依拠した外交が、もはや行き詰まっていることである。新しいアプローチが必要である。関係諸国は、SLV技術の軍事利用(弾道ミサイル)と平和利用(衛星打上げ)を峻別する、検証を伴うミサイル軍縮・管理体制構築の努力を開始すべきである。これらはグローバルな軍縮課題として必ず取り組まなければならない懸案であった。北東アジアのみならず中東においても、ダブルスタンダードに陥らない基準づくりが求められるであろう。日本はそのイニシアティブをとることができる立場にある。危機をあおり、ミサイル防衛の存在感を示すために利用するようなことは、最もしてはならない軽挙妄動である。(田巻一彦)⁸

注

- 1 米韓日やメディアの多くは「ミサイル」と呼ぶが、本稿ではこの呼称を用いる。
- 2 北米航空宇宙防衛司令部及び米北方司令部発表。
www.northcom.mil/News/2012/041212a.html
- 3 www.spaceflight101.com/north-korean-kwangmyongsong-3-launch-updates.html
- 4 IMO航行警戒情報。www.imo.org/blast/mainframe.asp?tppic_id=1773&doc_id=11174
- 5 「北朝鮮による『人工衛星』と称するミサイル発射の発表に関する対応」。
www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201203/_icsFiles/afieldfile/2012/03/30/120330siryou1.pdf
- 6 本誌第326号(09年4月15日)。
- 7 www.kcna.co.jp/index-e.htm
- 8 6と同じ。

岡田副首相
が画期的な
答弁

2012年4月5日 参議院予算委員会

北東アジア非核兵器地帯条約で、北朝鮮の核放棄を

4月5日の参議員予算委員会で、浜田昌良(公明党)議員が行った北東アジア非核兵器地帯に関する質問をめぐって、岡田克也副総理が、「北東アジア非核兵器地帯の推進は、北朝鮮の非核化がないとできないということではなくて、北朝鮮の非核化を促す方法論として位置付けることが可能だ」という趣旨の画期的な発言をした。5ページに**予算委員会会議録の抜粋**を示す。

非核兵器地帯に関する見解を問われた野田佳彦首相は、非核兵器地帯は、一般的に言って「核不拡散等の目的に資する」と評価する一方で、北東

アジアでは「現実的環境はいまだ整っていない」と述べ、北朝鮮の核放棄の実現が優先されるとの認識を示した。これに対し浜田議員は、官僚の作ったいつもの答弁を読んでいるだけだと一蹴した。

次いで、2008年8月に民主党の核軍縮促進議連会長として非核兵器地帯条約案を発表した岡田副総理は、同案は議連によるものであると断ったうえで、「これは是非実現したいと思います」と明言し、「これは核なき世界に向かって極めて大きな一歩だ」と述べた。さらに、岡田氏は非核兵器地

帯条約は「核を北朝鮮に諦めさせるための手段としても活用すること」は可能だと答弁した。北朝鮮の姿勢のために、非核兵器地帯を持ち出す環境にないと受動的にとらえるのではなく、むしろ、その困難な状況を動かすために、北東アジア全体の包括的な非核化をめざした非核兵器地帯構想を打ち出すことで、北朝鮮の姿勢を変えていこうとの意思表示である。国会の委員会審議において、政府の中心を担う大臣からこのような答弁が表明されたことはかつてない画期的なことである。

この答弁に対して、浜田議員は、「今のような方針で外務省をもう一遍説得してください」と閉めくくった。

この間、北東アジア非核兵器地帯化を支持する署名に自治体首長289名が賛同するなど、市民社会における非核地帯を求める声は着実に広がっている。今、必要なことは、日本政府による公的な場での意思表示を実現することである。岡田発言を支える広範な世論形成が、ますます必要とされている。(湯浅一郎)㊦

【資料】第180回国会 4月5日、予算委員会議事録(抜粋)

○浜田昌良議員(公明党) 中東は非大量兵器地帯構想が進められています。問題は、この北朝鮮問題で、北東アジア非核地帯条約、これについて野田総理はどのように思っておられますか。

○野田佳彦内閣総理大臣 一般的に言うと、核兵器国を含む全ての関係国の同意など、適切な条件がそろっている地域において非核地帯が設置されることは核不拡散等の目的に資するものと考えております。ただし、北東アジアにおいては非核地帯実現のための現実的な環境はまだまだ整っていないというふうに認識しております。

我が国としては、北東アジアの安全保障環境改善のため、まずは北朝鮮による核放棄の実現に向け引き続き努力をするとともに、核軍縮における国際的な取組の中でのリーダーシップを発揮をしていきたいというふうに考えております。

○浜田昌良議員 野田総理、原稿を読んじゃ駄目ですよ、これは。これは、総理、外務官僚の作ったいつもの答弁ですよ。いつまでたっても実現できる環境がないといって、ずるずるずるずる来ているんですよ。

岡田さん、岡田さんはこれ、2008年8月8日にまとめたじゃないですか、民主党の条約。実現したいと思いませんか。

○岡田克也副総理 まず、これは民主党というより議連なんですね。私は会長を務めておりました。おっしゃるとおり、2008年8月8日に東北アジア非核地帯構想の条約案を発表したところでございます。これは是非実現したいと思います。ただ、総理も言われたように、北朝鮮が非核化しないと、これはできないんですね。

したがって、北朝鮮が非核化してこの条約を結ぶ、そのことによってこの北東アジアから核がなくなると。そして、それが日本と韓国、北朝鮮の間で、3か国で条約が合意され、それを核保有国であるロシア、中国、アメリカが保障するという形ができれば、これは核なき世界に向かって極めて大きな一歩だというふうに思っております。

○浜田昌良議員 北朝鮮が非核化してからでないとできないと言っている、いつまでたってもできない。じゃなくて、同時達成を目指すべきなんですよ。

じゃ、残された時間、どれだけあるのか。防衛大臣にお聞きしたいと思いますが、今回のミサイル事案が問題になっていますが、北朝鮮の核の核弾頭化の技術はどこまで進んでいると思いますか。

○田中直紀防衛大臣 核弾頭の搭載する小型化の問題でございますけれども、一般論として申し上げますと、核兵器の弾頭に搭載するための小型化には相当の技術力が必要とされております。米国、ソ連、英国、フランス、中国が1960年代までにこの技術力を獲得したということを踏まえれば、北朝鮮が比較的短期間のうちに核兵器の小型化、弾頭化の実現に至るという可能性は排除できないというふうに考えられております。

防衛省といたしましても、更なる重大な関心を持って見ていきたいと思っております。

○浜田昌良議員 これは、昨年6月13日、韓国国防大臣金寛鎮さんが国会で、もうその技術を持っているんだという答弁をしているんですよ。

今回、ミサイル事案が問題になっていますが、その先頭に人工衛星じゃなくて核弾頭が入っているかもしれないような状況なんですよ。そういうときに、非核化してからなんて、非核地帯できると思いますか。もう一度岡田

さん、お願いします。

○岡田克也副総理 この非核地帯条約というのは、日本、韓国、北朝鮮が核を持たないということを前提として成り立つ条約ですから、先ほど答弁のように申し上げました。しかし、委員御指摘のように、これは核を北朝鮮に諦めさせるための手段としても活用することは、私は可能だというふうに思っております。

○浜田昌良議員 今のような方針で外務省をもう一遍説得してくださいよ。

○岡田克也副総理 外交は総理大臣、外務大臣がしっかり行うべきだというのが私の持論でございます。しかし、もちろん私も閣僚の一人ですから、よく意見交換はしていきたいというふうに思います。

(日韓原子力協力協定、同協定における再処理問題に関するやりとりを経て)

○浜田昌良議員 (略) 民主党の皆さんに言いたい。これ、非核化条約、北東アジア、やりたいと言っているんだけど、日本が再処理技術を事前同意であげちゃうと、20%未満、という条約を民主党政権はこの前国会で承認されたんですよ。我が党は反対しました。半島は非核化と言っているじゃないか。これ、矛盾していますよ。まさに、民主党政権は非核地帯やりたいやうに2008年言っておきながら、結局はしない。その一方で、日本の再処理技術をもし韓国に移したら、非核化なんて絶対できなくなります。

言っていることがやっていることと全く違うと言って、私の質問を終わります。

(強調は編集部。質問者、答弁者の肩書きは通例的な表記に書き換えた。)

核なき世界への 国際赤十字の「人道外交」アプローチ

以下に掲載するのは、2012年3月21日、衆議院第2議員会館で開催された「核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)日本」第8回総会における、田坂治日本赤十字社国際部長の講演録である。



「赤十字と核兵器」

田坂 治（日本赤十字社事業局国際部長）

昨年11月26日、ジュネーブにおける国際赤十字・赤新月運動代表者会議で採択された、「核兵器廃絶に向けての歩み」決議は、これまでの赤十字の核兵器関連決議の中でも特に画期的であり、大きな動きを示したものです。この決議が採択された経緯の前に、まず赤十字について説明します。

原爆投下直後の広島では唯一活動した医療機関として、被災者・負傷者の救援にあたりました。また、ICRCの派遣員として、マルセル・ジュノー医師が逸早く現地に駆けつけ、GHQに医薬品や機材の提供を取り付け、非常に大きな貢献をされました。日本赤十字社はこうした経験を踏まえ、広島と長崎にある原爆病院において、原爆被災者の治療にあたる活動を現在まで続けてきています。

国際赤十字とは

赤十字の活動には、紛争地で傷病者を救援する活動と、いわゆる平時における災害救援活動の二つがあります。紛争地で活動する国際機関は「赤十字国際委員会」(ICRC)という機関です。これは、スイスの国内法で設立された財団法人なのですが、ジュネーブ条約によって役割を与えられ、国際活動の分野でも重要な役割を果たしています。もう一方の、平時の災害救援を担当しているのが、「国際赤十字・赤新月社連盟」(連盟)です。これは世界187の国と地域にある赤十字社および赤新月社の連合体の組織です。現在は、近衛忠輝日本赤十字社社長が会長を務めています。この連盟のメンバーにICRCが加わるのが「国際赤十字・赤新月運動」の代表者会議であり、世界の赤十字・赤新月社すべてが集まる会議です。今回の核兵器廃絶決議は、ここで採択されました。さらに、ジュネーブ条約の締約国の政府代表が加わる「赤十字・赤新月国際会議」というものがあります。

日本赤十字社と核兵器 ——ヒロシマから現在まで

日本赤十字社と核兵器との関わりは、広島・長崎に原爆が投下されたことから始まりました。当時、広島には赤十字病院があり、幸いにも全壊を免れ、

国際赤十字における核兵器関連決議

赤十字は、早い段階から核兵器の禁止に着目してきました。1925年採択のジュネーブ議定書は、毒ガス兵器や細菌兵器の禁止をうたっていますが、核兵器についても同じように禁止をすべきであるという動きが、第二次大戦後の直後からありました。その活動が結実したのが、1948年と52年の赤十字・赤新月国際会議、あるいは54年の連盟理事会(現在でいう連盟総会)です。例えば48年の決議では、「原子力その他、これに類する力を戦争目的に使用しない旨の誓約を各国が行うよう要請する」と言及しています。

こういったスタンスが若干変わったのが、1954年の太平洋ビキニ環礁での米核実験でした。各国の核実験が行われ、核兵器が軍備の中軸に置かれた当時の政治・軍事的な状況では、真っ向から「禁止」ということは実効性が疑わしいという考えもあったのだと思います。当時の一つのアプローチとしては、一般文民、傷病者、捕虜などの保護の観点からの核兵器禁止というもので、ジュネーブ条約の考え方に沿って核兵器問題にアプローチしたということだと思います。

もう一つのアプローチは、化学兵器や細菌兵器と一緒に核兵器を捉え、大量破壊兵器全体を禁止するというものでした。例えば、57年の赤十字・赤新月国際会議で採択された文面の中で、「特に人

類を焼夷・科学・細菌・放射能その他の動因の恐るべき影響から常時有効に保護する措置を採択するよう訴える」というような文言です。それから、77年の国際会議では、「大量破壊兵器の禁止について合意に達するよう早急の手段を講ずるよう要請する」と各国政府に訴えかけています。

核廃絶への新たなモメンタム

昨年の核廃絶決議は、正面から核兵器の禁止と、使用の禁止ということを訴えました。背景には、決議の2～3年ほど前から、政治力ある各方面からの発言があり、核兵器廃絶に向けての新たなモメンタムが生じてきた状況があります。

2008年には、潘基文国連事務総長が、核軍縮に向けて取るべき行動の5項目を提案し、第一に核兵器禁止条約の交渉開始を呼びかけました。国連安保理を核問題の議論の場にしようということも併せて提案されました。その翌年に、オバマ大統領が就任し、チェコのプラハにおいて、「核兵器のない世界」を目指すという演説を行いました。最も有力な核兵器保有国の大統領による演説ということで非常に画期的であり、そういうことを言わしめる新しい動きがあるのではないかと思います。さらに2010年NPT(核不拡散条約)再検討会議の最終文書は、国際人道法に言及しました。核不拡散・核軍縮の根拠として人道法が言及されたことは、「国際人道法の番人」を任じている赤十字にとって非常に重要なことでした。

このような動きが背景にあり、2010年4月、ヤコブ・ケレンベルガーICRC総裁が「核兵器の時代に終止符を」という演説を行いました。これはいわば、「赤十字としてどういうスタンスで臨むのか？」という問いに対する答えとして発表したものと理解しても良いと思います。総裁は、「核兵器による威嚇または使用は人道法の諸原則と諸規則に一般的に反する」という、96年の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見を踏まえ、核兵器の使用が国際人道法に適合する状況を想像するのは難しいということを述べ、核兵器は二度と使用されてはならないと主張しました。

2011年決議と「人道外交」アプローチ

昨年採択された決議の考え方は、ICRC総裁声明と重なっています。一つは「核兵器の使用は国際人道法の理念と一致しない」というICJの勧告的意見を引用しています。もう一つは、このような兵器が実際に使われた場合には、現在の人類の

力では、いかなる救援も出来ないということです。これは非常に赤十字的と言えますが、核兵器の使用は、人道的な援助能力が追いつかない悲惨な状況をもたらすことを訴えました。ではどのように取り組んでいくかということですが、決議は次に述べるように、各国政府に二つの行動を、また、各国赤十字・赤新月社に対し、二つの行動を要請しています。

政府に対する要請の一つ目は、「人道的観点から、核兵器を使用しない」ことであり、二つ目は「法的拘束力を持つ国際的合意によって、核兵器の使用を禁じ、完全なる廃絶をするため、早急に決定を伴う交渉を行い、結論を導く」ことです。また、各国赤十字・赤新月社に対する要請、あるいは努力喚起は、「『人道外交』を駆使し、一般市民、科学者、医療従事者などに対し、核兵器のもたらす破壊的な被害、核兵器の使用に起因する国際人道法上の問題、そしてこれらの兵器の使用禁止と廃絶につながる具体的行動の必要性について啓発活動を行う」こと、そして、「『人道外交』を駆使して、各国政府に、赤十字のこうした核兵器問題における見解を普及する」ことの二つです。

「人道外交」とは、政策決定者、あるいはオピニオンリーダーに対して、政策を一步でも前に進めるように働きかけることです。赤十字では、どういったチャンスに、どういったレベルの人にアプローチし、どういう言い回しで説明したら良いかといったハンドブックも作成しています。我々は今後、赤十字のアドボカシー、啓発活動を「人道外交」として改めて位置付け、強化していきたいと考えています。

この決議は、赤十字・赤新月運動代表者会議で採択され、政府の入った場である、赤十字国際会議での決議ではなかったということは、一つのポイントだと思います。赤十字国際会議は代表者会議のすぐ後に開催されましたので、当然その場でも採択したかったのですが、一部の有力国からの反対があり、事前に調整できず、赤十字内部での決議ということになりました。

我々にとっても、こうした決議が、実際の軍縮の世界でどのような効果をあげるのかは未知数です。もちろん、まず我々が「人道外交」で、影響力のある方にお話していくということを第一にやらねばならないことですが、まだまだ工夫を凝らし、勉強をしていく必要を感じているところです。今後もこの問題は赤十字の大きなテーマの一つになりますので、またお話す機会、あるいは説明する機会があれば幸いに思います。

(まとめ:高橋照代、塚田晋一郎/文責:編集部)

(RECNA)

長崎大学核兵器廃絶研究センター、始動

核なき世界へ向け、被爆地から発信を

2012年4月1日、長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA=レクナ。センター長:梅林宏道ピースデポ特別顧問)が発足した。国立大学法人である長崎大学に設置されたRECNAは、「核兵器廃絶」と冠した、日本で初めて、おそらく世界でも初の研究機関である。「設立趣旨」には、以下のように活動目的が示されている。

- ①ヒロシマ・ナガサキを現在の世界の潮流の中で新たに位置づけ、学問的調査・分析を通して核兵器廃絶に向けた情報や提言をさまざまな角度から世界に発信する。
- ②その過程や成果を活かして大学教育に貢献する。核兵器廃絶研究センターは、核兵器廃絶を願う一般市民のために地域に開かれたシンクタンクとして、長崎市や長崎県などとも連携を図りながら運営される。

被爆地・長崎の地に核兵器廃絶のための理論的な調査・研究機関を創設するという構想は、同大学の元学長である土山秀夫氏や田上富久市長らが中心となり生まれた。その後、設置検討委員会(10年7月～)、設置準備委員会(11年11月～)において、専門家、長崎大学、市、県が協力しながら構想が具体化され、4月1日のRECNA発足に至った。4月4日の開所式には、中村法道長崎県知事や田上市長、片峰茂長崎大学長ら約50人が出席した。

4月18日、開設記念シンポジウム「核兵器のない世界を目指して―長崎から世界へ」が、長崎大学医学部良順会館にて開催され、約180名が参加した(写真)。土山顧問と梅林センター長(写真)が



(写真提供:長崎大学核兵器廃絶研究センター)



「核軍縮は非現実的な夢物語に過ぎない、そういった言葉を私たちはしばしば耳にします。私たちは、そ

うした言葉にしばしば惑わされ、核兵器廃絶という目標を達成する責任を私たちの子や孫の世代に押し付けてしまいそうになります。しかし核軍縮は私たち自身が取り組むべきもっとも重要な責務です。」「貴センターが発展・飛躍し、次世代の学生、学者、研究者らが持てるエネルギーとビジョンをこの歴史的使命に注ぐような刺激となることを期待します。未来はまさにあなたの方の手にあります。」「(訳:RECNA)

RECNAは、最初の本格的な調査・研究活動として、4月30日～5月11日にオーストリアのウィーン国際センターで開催された、NPT(核不拡散条約)再検討会議準備委員会にスタッフを派遣した。4月末に開設された「NPTブログ」²では、ウィーンでの最新動向と分析がリアルタイムで伝えられた。NPT再検討会議や準備委員会にNGOが参加するようになって久しいが、現地の情報がリアルタイムかつ系統的に日本語で配信されたことは初めてであり、非常に画期的であった。さらに5月17日には、核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)日本とRECNAの共催で、議員会館でNPT準備委員会の報告集会が開催され、議員との連携した取り組みも開始される。

今後、RECNAのウェブサイト³には、有用な情報が掲載され、様々な発信がなされていくであろう。ピースデポとの密接な協力関係も維持される。新たなセンターが誕生したことを歓迎し、私たちも取り組みをさらに強めたい。(塚田晋一郎)M

注

- 1 RECNAのウェブサイトで見える。www.recna.nagasaki-u.ac.jp/news/20120418_report.html
- 2 <http://recnanpt2012.wordpress.com/>
- 3 www.recna.nagasaki-u.ac.jp

【核兵器廃絶研究センターの活動内容】

1. 調査・研究事業

- ◇ 核兵器廃絶にかかる研究
- ◇ 国内外の関連施設との情報交換、国際ネットワーク構築

2. 収集・保存事業

- ◇ 核兵器廃絶にかかる教育・研究資料などの収集、印刷物の保存
- ◇ 機関リポジトリを通じた教育・研究資料などの永続的な電子保存

3. 啓発・教育事業

- ◇ 講演会、シンポジウムの開催
- ◇ 学生および市民を対象とした核兵器廃絶にかかる教育

4. 発信・出版事業

- ◇ 国際機関、政府、長崎市・県への政策提言
- ◇ 国内外への情報発信
- ◇ センター機関誌の発行
- ◇ 機関リポジトリを通じた教育・研究

5. その他

出展:長崎大学広報誌「CHOHO」Vol.39(12年4月)

講演を行い、広瀬訓副センター長の進行の下、田上市長、中村桂子センター准教授(前ピースデポ事務局長)や新聞記者、長崎大学生らによるパネルディスカッションが行われた。また、国内外から寄せられた多数のメッセージ¹が読み上げられた。潘基文国連事務総長に代わってメッセージを寄せたアンジェラ・ケイン国連軍縮問題高等代表は、以下のよう

たかが、ではない世論調査を

新聞やテレビによる世論調査は、民主主義国家として欠かせない社会指標の一つである。政府もその結果を無視できないばかりか、時には政権交替にとどめを刺す場合さえあり得る。

筆者も各種の世論調査には関心を払っているが、それだけに事柄によっては注文を付けたいことが少なくない。とくに内容の異なる多くの項目をいっしょに調査したもので、設問によって「賛成か、反対か」の二者択一のみで終わっていて、見る人に誤解を与えやすい点が気になる。

例えば現在もっとも関心の高い原子力発電所の事例を取り上げてみよう。96年9月というから今から約16年前の毎日新聞に、こんな世論調査の結果が報じられている。九州・山口で成人男女1,000人を対象とした、二、三の質問に対する回答である。「あなたは原子力発電に賛成ですか」との問いでは、賛成11%、やむを得ない61%で計72%の大多数が容認派であることが分かるとしている。ところが次に「自分の住む県内の原発建設に賛成ですか」の設問になると、反対57%と過半数を占め、賛成は13%、やむを得ない20%に過ぎず、2つの問いに対する賛成、反対の逆転がハッキリと見てとれるという。この結果は何を意味しているのだろうか。

設問1では電力を確保するために化石燃料に頼れば、地球温暖化を加速させることになり、そうかといって水力、風力、太陽光発電の本格化にはまだ時間がかかる。とすれば現状としては原子力発電に頼らざるを得ない、との第三者としての客観的判断が働いたと見るべきであろう。しかし設問2の自分の住む県に原発をもってこれらとなると、安全性その他の点で困る、という“我が身”としての判断が如実に示されたのではないか。その証拠に更に内訳を見れば、原発に賛成の人の20%、やむを得ないとした人の48%までもが自分の県となると反対へと意見を変えている。つまり他

所の県が引き受けてくれるのだったら、といった願望を込めての賛成であったことを示唆しているのだ。この場合の世論調査が、もし設問1のみであったらそうした本音を知ることもなく、建て前としての原発賛成多数で終わってしまったに違いない。

より端的な例は沖縄の米軍基地問題についていえる。全国的な世論調査で「沖縄の基地の整理統合は行うべきと考えますか」との設問に対して、圧倒的多数の人がそうあるべきだと解答する。また「沖縄の負担を軽くするためには、本土も相応の基地機能の受け入れをすべきと考えますか」との設問に対しても全く同様の答えが返ってくる。ところが実際に米軍の実弾砲撃訓練の移転先候補地が示されたり、空中給油機の移駐予定地が発表されたりすると、関係自治体や住民はこぞって反対の意志表示をする。日頃、日米安保条約は日本の安全保障上欠かせない、と強調する人であっても、いざ自らの土地に基地機能が移されそうになると反対に回る人が少なくないのも事実だ。

以上の事例から導かれる教訓は、世論調査を行う側がありきたりの慣行に従って、単に第三者的意見を聞けばそれで事足り、と済ますだけでは不十分なこと。それに加えて、項目によってはメリハリをつけ、解答者のある種身勝手な本音をあぶり出すような設問を工夫する必要があることである。また受け手の側もどこかよそ事として建前論に立つのではなく、常に当事者となった場合を想定して、両者の考え方に大きな落差があるか否かを判断する。そして場合によっては、我が身を削ってでもその落差を埋めるための本音の解答が求められよう。たかが世論調査だから、と通り一遍の返事でお茶を濁す人が増えれば増えるほど、いつしか“誤った世論”の流れに自ら加担していることを忘れてはなるまい。



特別連載エッセー—63

つちやま ひでお
1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去4回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの前実行委員長。2010年12月、長崎市名誉市民に。

被爆地の一角から

土山秀夫
(題字も)

日誌

2012.4.6~5.5

作成：林田光弘、塚田晋一郎

MD=ミサイル防衛/NATO=北大西洋条約機構/NPDI=軍縮・不拡散イニシアティブ/NWC=核兵器禁止条約/P5=国連安保常任理事国/2+2=日米安全保障協議委員会

- 4月12日 イランのアフマディネジャド大統領、核開発に関する権利を放棄するつもりは全くないと表明。
- 4月13日 午前7時39分、北朝鮮が「衛星」打ち上げ。朝鮮中央通信、「軌道投入は成功しなかった」と発表。(本号参照)
- 4月13日 米政府、米朝合意に基づく北朝鮮への食料支援の中止を発表。
- 4月14日 P5+独の6か国とイラン、イスタンブールで1年3か月ぶりに核協議を再開。
- 4月15日 オバマ大統領、イランが核協議で譲歩しなければ、追加制裁との考えを示す。
- 4月16日 イランのサレヒ外相、20%濃縮ウランが必要量供給される保証があれば、同国での濃縮停止を示唆。
- 4月16日 国連安保理、北朝鮮を非難する議長声明を全会一致で採択。(本号参照)
- 4月17日 北朝鮮外務省、2月の米朝合意を破棄するとの声明。(本号参照)
- 4月17日 ロックリア米太平洋軍司令官、北朝鮮の核実験阻止のため、あらゆる選択肢を検討していると述べる。
- 4月19日 インド、ICBM「アグニ5」(射程約5000キロ)の発射実験に成功と発表。
- 4月19日 NATO外相・国防相会議、非核兵器国への消極的安全保証を導入することで合意。5月の首脳会議で公表予定。毎日新聞。
- 4月21日 中国の王中央対外連絡部長と北朝鮮の金朝鮮労働党書記が北京で会談。
- 4月21日 六ヶ所村再処理工場で12年度に抽出されるプルトニウムの利用計画を、電気事業連合会が作成していないことが判明。
- 4月25日 パキスタン、中距離弾道ミサイル「シャヒーン1」の発射実験に成功と発表。
- 4月26日 イスタンブールでNPDI局長級会合。外相会合を13年にオランダで、14年に広島市で開催することを決定。
- 4月30日 2015年NPT再検討会議第1回準備委員会、ウィーンで開幕(～5月11日)。

(本号4～5ページに関連記事)

非核兵器地帯

—核なき世界への道筋—

11年9月発行／岩波書店

定価 1,890円(税込)

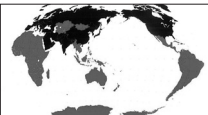
四六判・並製カバー・160頁

ピースデポ特別価格 1,600円(+送料)

梅林宏道 著

どうすれば私たちは核兵器の呪縛から自由になれるのか。その人類的な課題への現実的な解答の一つが、非核兵器地帯にほかならない。すでに地球の南半分で「核なき世界」が実現され、北半球への拡大が始まっている。日本は北東アジアで非核兵器地帯を築けるのか。ライフワークとして取り組んできた著者の初の概説書。

【ご注文】 電話：045-563-5101/FAX: 045-563-9907/E-mail: office@peacedepot.org (郵便番号、住所、氏名、電話番号、冊数をお知らせください。)



非核兵器地帯

核なき世界への道筋

梅林宏道

世界に広がる非核の青空

どうすれば私たちは核の脅威から脱出し、核の呪縛から自由になれるのか。著者一人による初の概説書。

●4月24日 アバクロンピー米ハワイ州知事、同州への在沖海兵隊移転は最大2700人との見通しを述べる。

●4月24日 米上院のレビン、マケイン、ウェッブ3議員、日米両政府の米軍再編見直し共同文書案に対し、不十分とする声明発表。同日、パネッタ国防長官に書簡を送付。

●4月25日 日米両政府、同日に予定していた米軍再編見直し共同文書の発表を延期。

●4月25日付 米海兵隊がオスプレイ普天間配備を7月に前倒しする方針を日本政府に伝えていたことが判明。本州での先行駐機は断念し、普天間直接配備に方針変更。

●4月27日 日米2+2共同文書発表。普天間移設の進展と、海兵隊移転及び嘉手納より南の施設返還を切り離すことで合意。普天間移設は辺野古以外の含み持たせる。

●4月27日 キャンペル米国防務次官補、2+2について、県民の負担軽減であり「沖縄からも支持が得られるだろう」と述べる。

●4月26日 レビンら米上院3議員、2+2文書に対し「未だに多くの疑問がある」との声明。

●4月27日 普天間代替施設環境影響評価書の知事意見を受けた補正作業のための有識者研究会第1回会合、防衛省で開催。

●4月30日 野田首相とオバマ大統領、ホワイトハウスで会談。日米同盟に関する共同声明を発表。普天間問題には双方とも触れず。

●5月3日付 在沖米軍、県に対し在沖海兵隊の実数を15,365人(11年6月末)と回答。定数(19,000人)との乖離が改めて鮮明に。

●4月6日 石井参院予算委員長ら民主10参院議員、普天間飛行場県外移設を前提に、嘉手納などに暫定移設する提言を発表。

●4月6日 米バージニア州で、訓練中の米海軍のFA18が住宅地に墜落、炎上。

●4月10日 FA18・12機が普天間に飛来。うち、ミラマー所属8機は6日墜落機と同型。

●4月11日 モロッコで演習中の米海兵隊MV22オスプレイが墜落。死者2名、負傷2名。

●4月12日 日米両政府合同委員会、在沖米軍基地8か所の施設整備計画に合意。嘉手納では15億円をかけ管理棟を新設。

●4月13日 日本政府、環境基本法の航空機騒音基準は米軍には適用されないとの答弁書を閣議決定。照屋衆院議員の主意書に対して。

●4月16日 沖縄市、嘉手納町、北谷町の3首長、石井氏らの普天間暫定移設案に反対声明。

●4月17日 田中防衛相、衆院安全保障委員会で、オスプレイ配備容認を改めて示す。

●4月23日 田中防衛相、パネッタ米国防長官と電話会談し、モロッコでのオスプレイ墜落事故の原因に関する情報提供を求める。

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

今号の略語

DPRK=朝鮮民主主義人民共和国

ICRC=赤十字国際委員会

NPT=核不拡散条約

PAC3=改良型パトリオットミサイル3

SLV=宇宙発射体

SM3=スタンダード・ミサイル3

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁)：会員の方に付いています。●「(定)」：会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」：入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

核兵器
核実験
モニター

書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、岡本高明、高橋照代、塚田夢生、中村和子、林田光弘、丸山淳一、土山秀夫、梅林宏道